

金取引約款の新旧対照表

(2022年3月11日改定、同日施行)

※変更箇所には下線を付しています。

頁	改定前	改定後
3	<p>第9条 (取引の種類)</p> <ol style="list-style-type: none">(省略)(省略)(省略)当社は、<u>お客様ごとに1回または1日当たりの取引量の上限</u>を別途定めることができるものとします。(省略)	<p>第9条 (取引の種類)</p> <ol style="list-style-type: none">(現行通り)(現行通り)(現行通り)当社は、<u>スポット購入取引・スポット売却取引におけるお客様全体の1日当たりの取引量の上限、及びお客様ごとに1回または1日当たりの取引量の上限</u>を別途定めることができるものとします。(現行通り)

頁	改定前	改定後
4	<p>第10条（受渡し）</p> <p>1. お客様が金地金の買付けを行った場合、当社は、<u>注文日から起算して原則2営業日後</u>に、買付代金についてクラウドファンディング口座の預り現金残高から差し引き、金地金の預り残高を増加させるものとし、この方法により金地金をお客様に受渡します。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p>4. お客様が金地金の売付を行った場合、当社は、<u>注文日から起算して原則2営業日後</u>に、売付代金についてはクラウドファンディング口座の預り現金残高を増加させ、金地金の預り残高を差し引くものとします。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</p>	<p>第10条（受渡し）</p> <p>1. お客様が金地金の買付けを行った場合、当社は、<u>注文日の原則2営業日後</u>に、買付代金についてクラウドファンディング口座の預り現金残高から差し引き、金地金の預り残高を増加させるものとし、この方法により金地金をお客様に受渡します。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>4. お客様が金地金の売付を行った場合、当社は、<u>注文日の原則2営業日後</u>に、売付代金についてはクラウドファンディング口座の預り現金残高を増加させ、金地金の預り残高を差し引くものとします。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。</p>

頁	改定前	改定後
5	<p>第14条（積立停止等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （省略） 2. （省略） 3. 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に、当社は積立を停止することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定額積立取引において、お客様が登録した金融機関口座から、当社が定める所定の回数連続して定額積立取引における買付代金を引き落としできない場合 (2) クラウドファンディング口座とお客様が登録した金融機関口座の名義が同一ではない場合 (3) その他、当社が積立設定の解除が必要と判断をしたとき 4. 前項第1号に定める回数には、取引の継続に問題があると当社が認めて、お客様が登録した金融機関口座から定額積立取引における買付代金の<u>引き出し</u>を当社が行わなかった場合を含むものとします。 	<p>第14条（積立停止等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. （現行通り） 2. （現行通り） 3. 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に、当社は積立を停止することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定額積立取引において、お客様が登録した金融機関口座から、当社が定める所定の回数連続して定額積立取引における買付代金を引き落としできない場合 (2) クラウドファンディング口座とお客様が登録した金融機関口座の名義が同一ではない場合 (3) その他、当社が積立設定の解除が必要と判断をしたとき 4. 前項第1号に定める回数には、取引の継続に問題があると当社が認めて、お客様が登録した金融機関口座から定額積立取引における買付代金の<u>引き落とし</u>を当社が行わなかった場合を含むものとします。

以上